

工 事 仕 様 書

1. 工 事 名 称 下関市立大学体育館壁、サブアリーナ床改修工事
2. 工 事 場 所 下関市大学町二丁目 1 番 1 号
3. 期 間 2024年6月7日から2024年9月30日まで
4. 工 事 概 要 体育館メインアリーナの側窓に有穴合板の壁を設置する。また、サブアリーナの床の塗装を改修するもの。
5. 条 件 等
 - (イ) 施工者は、工事の施工の実施にあたって、工事仕様書・特記仕様書等（別紙 2～別紙 4）及び関係法令規則を遵守すること。
 - (ロ) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）令和 4 年版、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和 4 年版及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）令和 4 年版による。
 - (ハ) 作業の日程は、大学担当職員と十分協議のうえ、学校行事及び学生サークル活動に支障の無いよう調整すること。また、必要な際は当該作業範囲に安全監視員、安全柵等を配置し施工時の安全に努めること。
 - (ニ) 現地施工は本学の夏季休業期間中（8月8日から9月26日）や休業の土日祝日に行うこと。ただし軽微なものは大学担当職員と協議の上施工できるものとする。
 - (ホ) 遮光の壁は、周囲の割付（目地）を踏襲すること。また、有孔合板の周囲には、平部分を設けること。
 - (ヘ) 有孔天然木錬付合板は見本品を提出すること。
 - (ト) サブアリーナ床（連絡通路部分 3か所含む）は、既存塗膜は研磨のうえ、ポリウレタン樹脂塗装 3 回塗り、周囲のシーリングは打替えること。
 - (チ) 施工にあたり支障となるサブアリーナの体育機器、並びに家電製品、自動販売機は受注者において一時撤去、再設置のこと。
 - (リ) メインアリーナ防球ネット毀損部分の補修は本工事に含む。
 - (ヌ) その他、軽微な変更などについては、担当職員と協議し承認を受けること。